

# 介護職員等特定処遇改善加算にかかると情報公開

介護職員の処遇改善につきましては、これまでも何度かの取り組みが行われてきました。令和元年(2019)年10月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当施設におきましても加算算定を行っております。当該加算を算定するにあたり、下記要件を満たしている必要があります。

## ○介護職員等特定処遇改善加算の算定要件

- A 現行の介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までを取得していること
- B 介護職員等特定処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。
- C 介護職員等特定処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

※Cについては、事業所において、ホームページを有する場合、そのホームページを活用し、

- ・介護職員等特定処遇改善加算の取得状況
- ・賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を公表することも可能であるため、以下の通り公表いたします。

## ○当施設の処遇改善及び特定処遇改善加算の取得状況

事業所名	サービス名	介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算
特別養護老人ホームなでしこ荘	介護老人福祉施設	加算Ⅰ	特定加算Ⅰ
特別養護老人ホームなでしこ荘 短期入所生活介護事業所	(介護予防)短期入所生活介護	加算Ⅰ	特定加算Ⅰ
特別養護老人ホームなでしこ荘 空床利用型短期入所生活介護事業所	(介護予防)短期入所生活介護	加算Ⅰ	特定加算Ⅰ
デイサービスセンターなでしこ荘	介護予防通所介護相当サービス	加算Ⅰ	特定加算Ⅰ
デイサービスセンターなでしこ荘	地域密着型通所介護	加算Ⅰ	特定加算Ⅰ
特別養護老人ホームなでしこ荘 訪問介護介護事業所	訪問介護	加算Ⅰ	特定加算Ⅰ
特別養護老人ホームなでしこ荘 訪問介護介護事業所	介護予防訪問介護相当サービス	加算Ⅰ	特定加算Ⅰ
特別養護老人ホームなでしこ荘 訪問介護介護事業所	生活援助サービス	加算Ⅰ	特定加算Ⅱ

## ○賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み(職場環境等要件)

	職場環境等要件項目	当施設の取組
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む)	職員資格取得支援規定を設け、各種福祉資格を取得する為の受講支援を行っている
労働環境・処遇の改善	雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実	外部研修に参加の上、特別休暇等を設け職員への周知を図っている
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化	事故、苦情対応マニュアルを作成し、責任者も明記したものを掲示している
	健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備	職員休憩室の確保、定期健康診断の実施、敷地内全館禁煙を行っている
その他	地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上	毎月の地域清掃活動の実施、市民大清掃の参加、精霊流しの参加等を行っている
	職員の増員による業務負担の軽減	定数以上の職員を確保し、職員間のフォローが出来るようにしている